



支部協議委員会規程

平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）組織規程（0103）第 3 条に規定された支部協議委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支部運営に関する事項
- (2) 本部より支部への依頼事項に関する事項
- (3) 代議員選挙に関する事項
- (4) その他、本部と支部にかかわる事項

(組織)

第 3 条 委員会委員は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 副会長 1 名
- (2) 理事 3 名
- (3) 各支部長 1 名 合計 8 名

2 委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名を置く。

(任期)

第 4 条 理事の立場で委員である場合は理事としての任期、支部長の立場で委員である場合は支部長としての任期とする。

(委員長)

第 5 条 委員長は副会長が務める。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

(副委員長)

第 6 条 副委員長は、理事の委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第 7 条 幹事は理事の委員から委員長が指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(開催)

第8条 委員会は年1回を定例とし、その他委員長が必要と認めるときに開催する。

(代理者)

第9条 第3条第1項(2)の委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

2 第3条第1項(3)の支部長の委員の代わりには支部長の指名した者を代理出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第11条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を得て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第12条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第13条 本規約の改定は、支部協議委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

1 平成13年6月27日 第434回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成14年5月28日 第443回理事会承認

② 平成19年7月30日 第489回理事会承認

③ 平成20年11月27日 第498回理事会承認

④ 平成23年3月16日 第7回理事会承認

⑤ 平成26年12月16日 第1回支部協議委員会起案、平成27年1月30日 第6回理事会承認

⑥ 平成28年9月8日 第1回支部協議委員会起案、平成28年9月29日 第3回理事会承認

附則

1 平成27年1月30日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

2 平成28年9月29日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。